



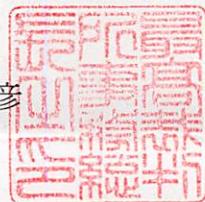
最高裁秘書第 669 号

平成 30 年 3 月 1 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成 29 年 12 月 28 日付け（平成 30 年 1 月 4 日受付、最高裁秘書第 22 号）
で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないことと
しましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

平成 29 年 8 月 28 日発生のいづみ寮談話室集団偽名記載事案に関する以下の
文書

(1) 心当たりがあるということで申し出た司法修習生がいたかどうかが分かる文
書

(2) 司法研修所において、偽名を記載した司法修習生を特定するために取った措
置の内容が分かる文書（「<注意>○談話室で深夜まで飲酒をしていた修習生
について」は除く。）

2 開示しないこととした理由

1 の各文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）